

改正前

有資格技術者の保有基準

※（ ）内はうち1級の人数

工種	有資格技術者	等級	平成31・32年度適用
一般土木	1級土木施工管理技士 2級土木施工管理技士（土木）	A	10名（4名）以上
		B	5名（1名）以上
		C	3名 以上
法面	のり面施工管理技術者	A	1名 以上
建築一式	1級建築士 2級建築士 1級建築施工管理技士 2級建築施工管理技士（建築）	A	10名（4名）以上
		B	5名（1名）以上
		C	3名 以上
電気	1級電気工事施工管理技士 2級電気工事施工管理技士 電気主任技術者 ※1 電気工事士	A	6名（2名）以上
		B	3名 以上
給排水	1級管工事施工管理技士 2級管工事施工管理技士	A	6名（2名）以上
		B	3名 以上
鋼構造物	1級土木施工管理技士 1級建築士 1級建築施工管理技士 2級建築施工管理技士（躯体）	A	4名（2名）以上
		B	3名 以上
舗装	1級土木施工管理技士 2級土木施工管理技士（土木） 1級舗装施工管理技術者 ※2 2級舗装施工管理技術者 ※2	A	10名以上 （1級土木4名以上） （舗装2名以上（1級1名以上））
		B	5名以上 （1級土木1名以上） （舗装1名以上）
一般塗装	1級土木施工管理技士 2級土木施工管理技士（鋼構造物塗装） 1級建築施工管理技士 2級建築施工管理技士（仕上げ） 1級塗装技能士（建築塗装又は鋼橋塗装） ※1 2級塗装技能士（建築塗装又は鋼橋塗装）	A	5名（2名）以上
		B	3名 以上
路面標示	路面標示施工技能士	A	2名 以上
造園	1級造園施工管理技士 2級造園施工管理技士	A	5名（2名）以上
		B	3名 以上
解体	1級土木施工管理技士 ※3 2級土木施工管理技士（土木） ※3 1級建築施工管理技士 ※3 2級建築施工管理技士（建築） ※4 2級建築施工管理技士（躯体） ※3 解体工事施工技士 ※5	A	3名以上 （解体工事施工技士2名以上）

- 各工種ごとに建設業法で規定する建設業の種類別技術者資格要件に合致する技術士は1級扱いとする。
- ※1 電気主任技術者及び1級塗装技能士（建築塗装又は鋼橋塗装）は1級扱いとする。
  - ※2 うち数の技術者数を計算する場合、同一人が土木施工管理技士と舗装施工管理技術者の資格を有するときは、重複計算して構わない。
  - ※3 建設業法施行規則の一部を改正する省令（平成27年国土交通省令第83号）附則第4条の規定により、解体工事業に関し建設業法（昭和24年法律第100号）第7条第2号イ又はロに掲げる者と同等以上の知識及び技術又は技能を有するものとして国土交通大臣が認定する者とみなされる者を含む。
  - ※4 平成27年度までに実施された技術検定の合格者については、登録解体工事講習の修了者又は合格後解体工事に関し1年以上の実務経験がある者に限る。
  - ※5 うち数の技術者数を計算する場合、同一人が解体工事施工技士と他の資格を有するときは、重複計算して構わない。

改正後

有資格技術者の保有基準

※（ ）内はうち1級の人数

工種	有資格技術者	等級	平成33・34年度適用
一般土木	1級土木施工管理技士 2級土木施工管理技士（土木） 1級建設機械施工技士 2級建設機械施工技士（第1～6種）	A	10名（4名）以上
		B	5名（1名）以上
		C	3名 以上
法面	のり面施工管理技術者	A	1名 以上
建築一式	1級建築士 2級建築士 1級建築施工管理技士 2級建築施工管理技士（建築）	A	10名（4名）以上
		B	5名（1名）以上
		C	3名 以上
電気	1級電気工事施工管理技士 2級電気工事施工管理技士 電気主任技術者 ※1 電気工事士	A	6名（2名）以上
		B	3名 以上
給排水	1級管工事施工管理技士 2級管工事施工管理技士	A	6名（2名）以上
		B	3名 以上
鋼構造物	1級土木施工管理技士 1級建築士 1級建築施工管理技士 2級建築施工管理技士（躯体）	A	4名（2名）以上
		B	3名 以上
舗装	1級土木施工管理技士 2級土木施工管理技士（土木） 1級建設機械施工管理技士 2級建設機械施工管理技士（第1～6種） 1級舗装施工管理技術者 ※2 2級舗装施工管理技術者 ※2	A	10名以上 （1級土木又は1級建設機械4名以上） （舗装2名以上（1級1名以上））
		B	5名以上 （1級土木又は1級建設機械1名以上） （舗装1名以上）
一般塗装	1級土木施工管理技士 2級土木施工管理技士（鋼構造物塗装） 1級建築施工管理技士 2級建築施工管理技士（仕上げ） 1級塗装技能士（建築塗装又は鋼橋塗装） ※1 2級塗装技能士（建築塗装又は鋼橋塗装）	A	5名（2名）以上
		B	3名 以上
路面標示	路面標示施工技能士	A	2名 以上
造園	1級造園施工管理技士 2級造園施工管理技士	A	5名（2名）以上
		B	3名 以上
解体	1級土木施工管理技士 ※3 2級土木施工管理技士（土木） ※3 1級建築施工管理技士 ※3 2級建築施工管理技士（建築） ※3 2級建築施工管理技士（躯体） ※3 解体工事施工技士 ※4	A	3名以上 （解体工事施工技士2名以上）

- 各工種ごとに建設業法で規定する建設業の種類別技術者資格要件に合致する技術士は1級扱いとする。
- ※1 電気主任技術者及び1級塗装技能士（建築塗装又は鋼橋塗装）は1級扱いとする。
  - ※2 うち数の技術者数を計算する場合、同一人が土木施工管理技士と舗装施工管理技術者の資格を有するときは、重複計算して構わない。
  - ※3 平成27年度までに実施された技術検定の合格者については、登録解体工事講習の修了者又は合格後解体工事に関し1年以上の実務経験がある者に限る。
  - ※4 うち数の技術者数を計算する場合、同一人が解体工事施工技士と他の資格を有するときは、重複計算して構わない。